

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を 改正する省令案

関係資料

資料No.2－1 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正
する省令案について（要旨）

資料No.2－2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正
する省令案要綱

資料No.2－3 高年齢者雇用状況報告書様式（案）

資料No.2－4 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正
する省令案要綱」に係る雇用対策基本問題部会からの報告

資料No.2－5 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を 改正する省令案について（要旨）

1. 趣旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の整備を行うもの。

2. 内容

（1）特殊関係事業主（第 4 条の 3 関係）

法第 9 条第 2 項に規定する、厚生労働省令で定めることとされている特殊関係事業主について規定するもの。

（2）再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲（第 6 条関係）

法第 15 条に定める再就職援助措置等の対象となる者について、継続雇用制度の対象者を限定する基準が廃止となることから、その見直しを行うもの。

（3）高年齢者雇用状況報告書（様式第 2 号関係）

改正法により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたことから、高年齢者雇用状況報告書の様式について、所要の整備を行うもの。

3. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

厚生労働省発職高1002第1号
平成24年10月2日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 三井 辨雄



厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特殊関係事業主

一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号。以下「改正法」という。）による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる者とする。

- (一) 当該事業主の子法人等
- (二) 当該事業主を子法人等とする親法人等
- (三) 当該事業主を子法人等とする親法人等の子法人等（当該事業主、(一)及び(二)に掲げる者を除く。）
- (四) 当該事業主の関連法人等
- (五) 当該事業主を子法人等とする親法人等の関連法人等（(四)に掲げる者を除く。）

二 一に規定する「親法人等」とは、次の(一)から(三)までに掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務

上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(一) 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この二において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

(二) 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次のイからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつ

て当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

(三) 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められ

る者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、(二)口からホまでに掲げるいづれかの要件に該当するもの

三 一に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

四 一に規定する「関連法人等」とは、次の(一)から(三)までに掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(一) 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる

子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この四において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

(二) 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次のイからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるもの、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが

できることが推測される事実が存在すること。

- (三) 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であって、(二)イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

第二 再就職援助措置等の対象となる高年齢者等の範囲

法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由を、改正法附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことその他事業主の都合とすること。

第三 高年齢者雇用状況報告書

改正法の施行等に伴い、様式第二号を改めるものとする事。

第四 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする事。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする事。

(改正案)

(公共職業安定所で記入すること)

高齢者雇用状況報告書



高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年 月 1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 平成 年 月 日

Form with multiple sections: 事業主 (Business Owner), 事業の種類 (Type of Business), 定年制の状況 (Status of Retirement System), 継続雇用制度の状況 (Status of Continued Employment System), 70歳以上まで働ける制度等 (System for working until 70+), 常用労働者数 (Number of Regular Employees), 過去1年間の離職者の状況 (Status of Employees Who Resigned in the Last Year), 過去1年間の定年到達者等の状況 (Status of Employees Reaching Retirement Age in the Last Year), 過去1年間の改正法に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況 (Application of Standards for Continued Employment Targets under the Revised Law).

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年7月15日）

高年齢者雇用状況報告書



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成24年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 平成 年 月 日

Form with multiple sections: 事業主 (Business Owner), 事業の種類 (Type of Business), 定年に関する制度 (Retirement System), 継続雇用制度 (Continued Employment System), 70歳以上まで働ける制度 (70+ Working System), 労働者数 (Employee Count), 離職者 (Resignees), 定年到達者 (Retirees).

平成24年10月2日

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
雇用対策基本問題部会
部会長 大橋 勇雄

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について

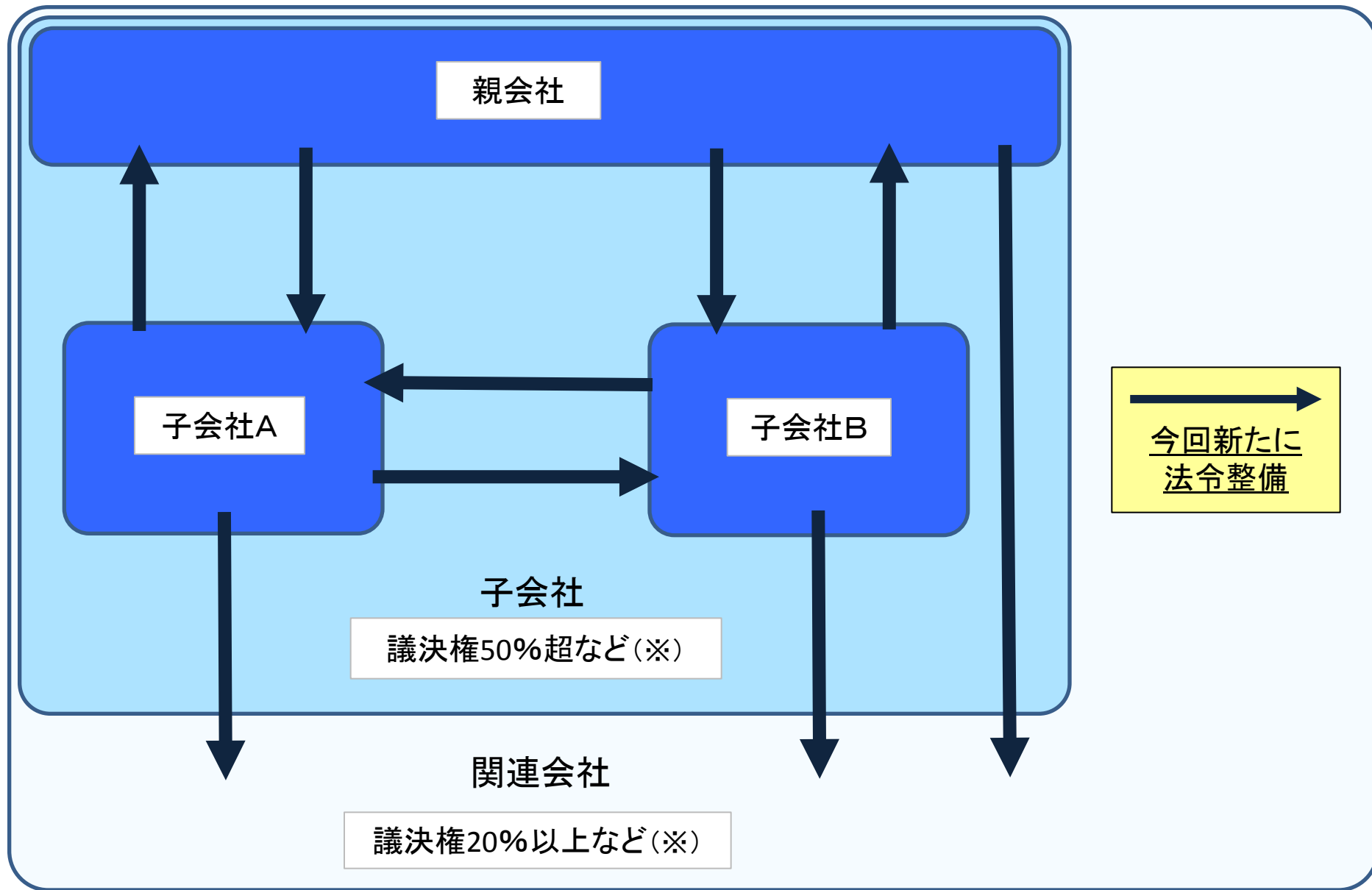
平成24年10月2日付け厚生労働省発職高1002第1号をもって
労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり
報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

資料No. 2 - 5



※ 子会社、関連会社の範囲は、会社法等の定義を参考に厚生労働省令で定める。